

# 北くまもと訪問介護ステーション 運営規程

## 〔訪問介護・訪問予防・日常生活支援総合事業〕

### （事業の目的）

第1条 医療法人 寺尾会が設置する北くまもと訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業の運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒まないものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 北くまもと訪問介護ステーション

(2) 所在地 〒861-5514

熊本県熊本市北区飛田4丁目3-81

### （職員の職種、員数）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 （常勤又は兼務1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

また、介護報酬請求統括・苦情処理等も行う。

(2) サービス提供責任者 （常勤又は兼務1名以上）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用申込みに係る調整・訪問介護員等に対する技術指導・訪問計画書及び介護予防訪問介護計画書の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 （常勤又は非常勤2.0名以上）

訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜までとする。(祝日合)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービスの提供時間  
午前6時00分から午後10時00分までとする。
- (4) 上記営業時間、サービス提供時間に係らず、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の内容及び利用料)

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準及び市町村が定める基準によるものとする。当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

(1) サービス内容

・ 身体介護

食事介助・入浴介助・排泄介助・特段の専門的配慮をもって行う調理・更衣介助・身体整容・体位交換・移動移乗介助・服薬介助・起床就寝介助・自立支援のための見守りの援助・介護相談等

・ 生活援助

買い物・調理・掃除・洗濯等

※介護予防訪問介護サービスは、自立の視点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としている。

※具体的なサービス内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合それを踏まえた訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画に定められる。

(2) 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護等の事業に要した交通費は、通常の事業地域を超えた時点から、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合も交通費は、次の額を徴収する。

- ① 通常の事業の実施地域を超えた時点から、片道5キロメートル未満 250円
- ② 通常の事業の実施地域を超えた時点から、片道5キロメートル以上 300円

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、熊本市北区・中央区・西区の区域とする。

(損害賠償保険等)

第8条 事業所は訪問介護員等の不慮の交通災害や訪問介護及び介護予防訪問介護を実施中の傷害事故及び賠償事故に対応するため賠償保険に加入するものとする。

(緊急時の対応)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護及び、予防訪問介護を実施中に利用者の病状の急変・その他・緊急事態が生じた場合に、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先に連絡し、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業所などへ連絡する。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者はサービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償責任保険に加入する
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(秘密保持と個人情報の保護)

第11条 利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びかぞくに関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。また、利用者及び家族の秘密を保持させるため、業務終了後や従業者の退職後も継続する。
- 3 事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用内容とする。
- 4 事業者が知り得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 5 利用者及び利用者の家族に関する個人情報が含まれる記録物（神の夜物他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者のちゅういをもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。
- 6 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて、その内容の開示をすることとし、開示の結果情報の訂正・追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。また開示に際しての複写料などが発生する場合は、利用者の負担とする。

(苦情処理の体制)

第12条 事業所は利用者からの苦情等に対する窓口を設置し、その連絡先は重要事項に明示する。

また、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速に対応する。

苦情相談窓口 北くまもと訪問介護ステーション 管理者

連絡先 (096) 346-1500

利用時間 9:00~17:00

利用者及びその家族は、第三者機関に苦情を申し出ることできる。

県国民健康保険団体連合（介護サービス苦情相談窓口）

連絡先 (096) 214-1101

利用時間 月～金/9:00～17:00

（衛生管理等）

第 13 条 訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について、必要な衛生管理を行う。

2 訪問介護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。

（高齢者虐待防止について）

第 14 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に上げるとおりに必要な措置を講じる。又虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防事業者等を通し速やかに市町村に通報するものとする。

(1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。

(2) 訪問介護計画書及び介護予防訪問介護計画書を作成し、適切な支援の実施に努める。

（運営に関するその他重要事項）

第 15 条 訪問介護員等の資質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 3 回

2 従業者は業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持されせざるべき旨を雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

① 訪問介護計画

② 提供した具体的なサービスの内容等の記録

③ 市町村への通知に関する記録

④ 苦情の内容等の記録

⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

5 内容及び手続の説及び同意

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し運営規定の概要、介護職員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないに従うものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の代表と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。